

策定日：令和6年3月27日

「女性活躍推進法」および「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画

静岡県信用保証協会

男女ともに全職員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のとおり行動計画を策定する。

1 計画期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間

2 内容

(1) 女性活躍推進法関係

① 「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」に関する数値目標

管理職に占める女性割合 15.0%以上を維持する。

<対策>

- 令和6年4月～管理職候補となる職員に対して管理職育成研修を実施する。
- 令和6年4月～「子の看護休暇」および「介護休暇」の取得促進に関する通知を年1回以上、全職員へ向けて発信する。

② 「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備」に関する数値目標

年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均 15日(※)以上とする。

(※) 取得率換算…約75% (取得15日÷付与20日×100)

<対策>

- 令和6年4月～休暇取得促進に関する通知を全職員へ向けて発信する。

(2) 次世代育成支援対策推進法関係

① 「妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備」に関する目標

子の看護休暇の取得を促進する。

<対策>

- 令和6年4月～「子の看護休暇」の取得促進に関する通知を年1回以上、全職員へ向けて発信する。

② 「働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備」に関する目標

所定外労働削減のため、毎週1回ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 令和6年4月～部署ごとに毎週1回ノー残業デーを設定、実施する。

以上